

**第4次箕面市障害者市民の長期計画
(みのお‘N’プラン)**

第7期箕面市障害福祉計画

第3期箕面市障害児福祉計画

(素案)

概要版

令和5年(2023年)12月

 **箕面市**

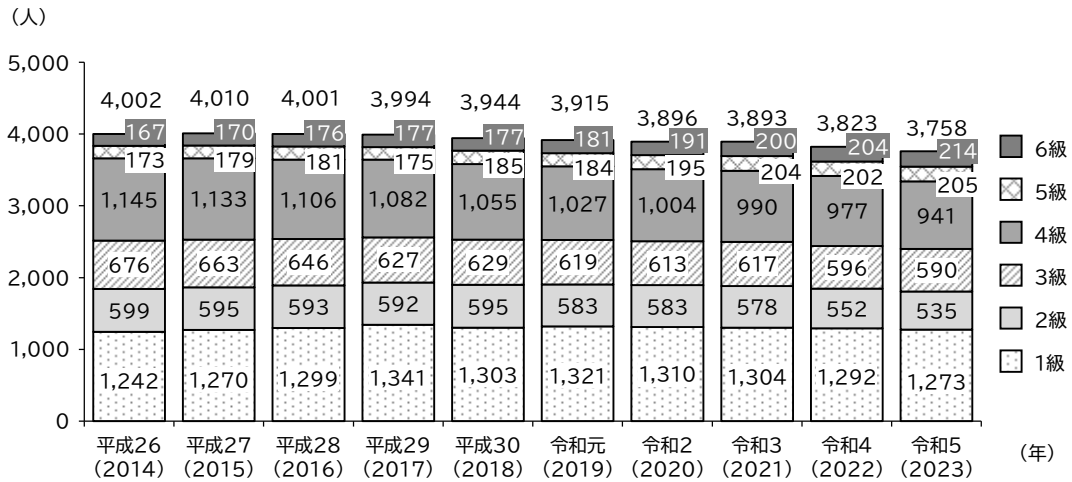
第1部 総論

I 位置づけ、計画期間

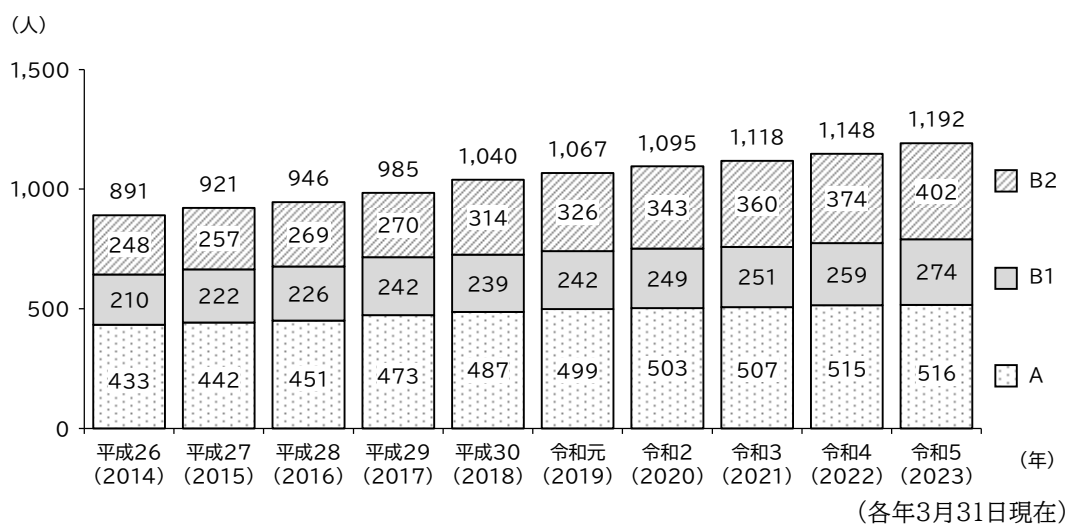
	第4次箕面市障害者市民の長期計画 (みのお‘N’プラン) (以下「第4次長期計画」)	第7期箕面市障害福祉計画 第3期箕面市障害児福祉計画																																															
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画 ● 本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の基本的な方向性や取り組むべき施策を示すもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく計画 ● 国指針及び大阪府の考え方(参考資料参照)に基づく3年間に達成すべき目標(成果目標)、障害福祉サービス等の種類ごとの必要見込量(活動指標)、その見込量確保のための方策、障害福祉施策の具体的方向性などを示すもの。 																																															
計画期間	令和6年度(2024年度)から令和14年度(2032年度)まで	令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> <th>令和8 (2026)</th> <th>令和9 (2027)</th> <th>令和10 (2028)</th> <th>令和11 (2029)</th> <th>令和12 (2030)</th> <th>令和13 (2031)</th> <th>令和14 (2032)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期計画</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">第4次障害者市民の長期計画</td> </tr> <tr> <td>障害福祉計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第7期計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第8期計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第9期計画</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第3期計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第4期計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第5期計画</td> </tr> </tbody> </table>										令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	長期計画	第4次障害者市民の長期計画									障害福祉計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画			障害児福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		
	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)																																								
長期計画	第4次障害者市民の長期計画																																																
障害福祉計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画																																										
障害児福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画																																										

II 障害者市民の状況

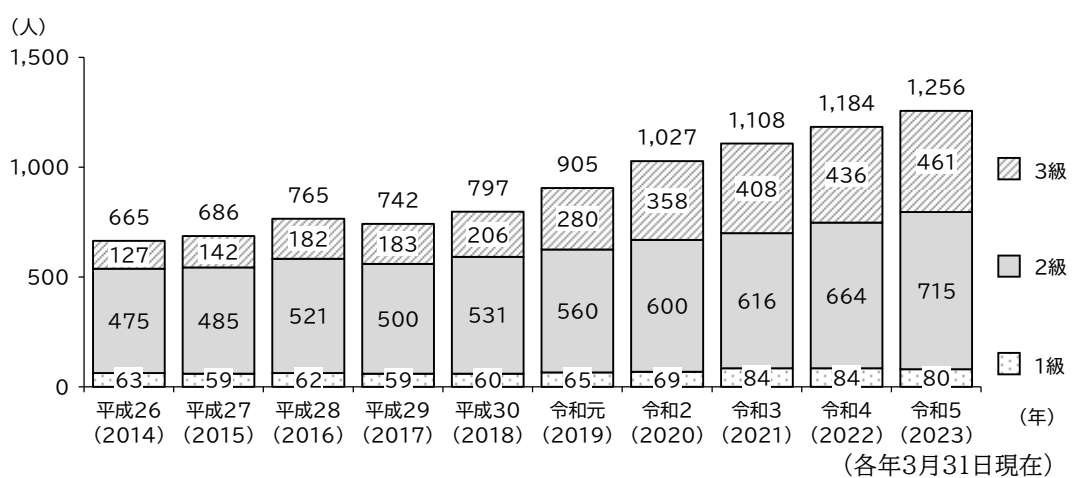
【等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】



【等級別 療育手帳所持者数の推移】



【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)

I 計画の基本的な考え方

- 基本理念

障害当事者が、市が進める諸施策に参加・参画するための機会の確保と、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画することへの支援を推進するとともに、「ノーマライゼーション」と「インクルージョン」の考え方を引き続き「第4次長期計画」の基本理念として、一層の取組の強化を図る。

- 基本目標

- (1) 誰もが個人としてその尊厳を尊重される共生社会の実現
- (2) 自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

- 重点取組

	項目	内容
(1)	地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、安心して地域生活を継続できるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実などの環境整備、関係機関との連携強化を図る。 第2期箕面市地域福祉計画等との連携を図りつつ、障害者手帳所持者に限らず、地域での包括的な支援体制の構築を目指す。
(2)	情報アクセシビリティの向上	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーションの支援を進めるとともに、市民や事業者の理解の促進を図る。
(3)	権利擁護施策の推進	障害者差別解消法に基づき、差別のない共生社会の実現に向けて引き続き市民や事業者への啓発等に取り組む。 障害者虐待に関する市民や事業者への周知や啓発、虐待の予防や早期発見及び支援に取り組む。
(4)	就労及び日中活動の場の確保に向けた取組	障害者優先調達の取組や業務委託の拡大に向けた検討を進め、賃金・工賃の向上をめざす。 重度障害者等の就労・日中活動の場を確保するため、市立施設の再編整備等により、地域資源の充実に取り組む。

II 分野別施策について

第4次長期計画において9年間の基本的方向性を、第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画において3年間の行動目標を示しています。

<施策の体系>

分野	施策
1 生活環境の整備	(1) 施設バリアフリー化の促進 (2) 移動支援の充実 (3) 住まいの確保と住環境の整備 (4) 情報バリアフリーの推進 (5) 安全・安心な防災対策の推進
2 雇用・就労の充実、 日中活動の場の確保	(1) 雇用促進と就労支援の充実 (2) 多様な日中活動や就労の場の確保と支援
3 保健・医療の充実	(1) 保健体制の充実 (2) 地域医療体制の充実 (3) 医療的ケアに関する対応 (4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実
4 療育・教育の充実	(1) 療育・支援保育及び教育・相談体制の充実 (2) 学校におけるインクルーシブ教育等の充実
5 人権施策の推進	(1) 人権啓発の推進 (2) 権利擁護の推進
6 スポーツ・文化活動等の 社会参加の機会の充実	(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の 機会の充実

第3部 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画

- 成果目標

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「国指針」)」及び、大阪府が示す「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方(以下「大阪府の考え方」)」に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- 活動指標

国指針及び大阪府の考え方に基づき、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策を設定します。

- (1) 障害福祉サービスの実績と見込量、確保のための方策
- (2) 障害児福祉サービスの実績と見込量、確保のための方策
- (3) その他の活動指標にかかる実績と見込量
- (4) 地域生活支援事業の実績と見込量

- 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向け、国指針及び大阪府の考え方で示された基本的理念や障害福祉サービス・障害児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な事項について示します。

(障害福祉人材の確保、定着及び養成 等)

【国の基本指針の理念及び成果目標と活動指標の関係】

基本指針 の理念	成果目標	活動指標
自立と共生の社会を実現、障害者が地域で暮らせる社会	施設入所者の地域生活への移行 ○地域生活移行者の増加 ○施設入所者の削減	○居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 ○就労選択支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○就労定着支援の利用者数 ○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数(重度障害者の利用者数) ○地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ○精神病床における1年以上長期入院患者数の削減 ○精神病床における早期退院率の増加	○精神障害者における地域移行支援の利用者数 ○精神障害者における地域定着支援の利用者数 ○精神障害者における共同生活援助の利用者数 ○精神障害者における自立生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数 ○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数 ○保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
	地域生活支援の充実 ○地域生活拠点等の機能の充実 ○強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実	○地域生活支援拠点等の設置数 ○地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 ○地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

自立と共生の社会を実現・障害者が地域で暮らせる社会

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労定着支援の利用者及び事業所ごとの就労定着率の増加
- 協議会(就労支援部会)等の設置
- 就労継続支援 B 型事業所における工賃の向上

障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び障害児の社会参加・包容の推進
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○児童発達支援の利用児童数、利用日数

○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数

○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数

○保育所等訪問支援の利用児童数、訪問回数

○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、訪問回数

○障害児相談支援の利用児童数

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

相談支援体制の充実・強化等

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

○総合的・専門的な相談支援

○地域の相談支援体制の充実・強化

○協議会における個別事例検討によるサービスの開発・改善

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制を構築

○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

○障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有

○指導監査結果の共有

発達障害者等に対する支援

○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

○ペアレントメンターの人数

○ピアサポートの活動への参加人数